

(仮称)目黒区景観計画(原案)についてのパブリックコメントに対する区の考え方について

1 経緯

「景観法」を活用し、区の地域特性に応じた良好な景観を形成していくため、(仮称)目黒区景観計画(素案)を策定した。今回、区民意見を反映しながら原案を作成して、公表(6月15日付け区報など)し、パブリックコメントを募集した。

寄せられた意見などの概要と区の考え方について報告する。

2 意見・要望の状況

(1) パブリックコメント募集期間 6月15日(月)~7月17日(金)

(2) メール・窓口による意見

件数 8件

3 意見・要望の内容による区分(8件)

A: 景観形成基準を活用した景観誘導について 4件

B: ガードレール、電柱等の柱の除去について 1件

C: 街づくり一般、その他について 3件

4 意見等の概要と区の対応

対応の区分	件数	主な意見等、区の対応	備考
景観計画策定に向けてさらに検討するもの	3	1. 景観形成基準の表現について、わかりやすく趣旨が伝わるようにした方がよい。 表現について工夫していく。 2. 事前協議の必要のない届出のみの物件についても、双方が確認し調整を行えるようにした方がよい。 運用面での対応を工夫していく。	
その他	5	1. 素案で述べた意見を原案で反映していただいた。 2. 街並み景観の向上のために、電線類の地中化などを検討、実施しているが、除去可能なガードレールや電柱等の柱の除去についても検討すべきである。 柱の除去は難しいと考えるが、他の関係法令等と連携しながら美観向上に努めていく。 3. 素案に対する意見を述べたが、区の回答は説明不足である。 詳細な回答を求める。 など	

5 意見・要望と区の考え

別紙:「(仮称)目黒区景観計画(原案)への区民意見等に対する区の考えについて」参照

6 今後の予定

21年9月 区議会へ(仮称)目黒区景観条例議案提出

秋頃 (仮称)目黒区景観条例を施行し、景観行政団体へ移行して、東京都景観計画運用

22年3月 (仮称)目黒区景観計画策定

4月 (仮称)目黒区景観計画告示・施行

以 上

別 紙

(仮称)目黒区景観計画(原案)への区民意見等に対する区の考えについて

《凡例》

対応の区分

○:案に反映させるもの □:景観計画策定に向けてさらに検討するもの ◇:その他
意見の分類

【文】:文書・メール 〈電〉:電話・来庁

No.	意見要望	意見分類	区の考え	対応区分
A : 景観形成基準を活用した景観誘導について				
A1	景観形成基準に対して意見を述べたところ、原案に反映していただいた。原案に対しては特に意見はありません。	電	ご意見ありがとうございました。	
A2	景観行政の結果は、一つ一つの事例の蓄積で決まるため、「基準」の内容とそれをベースにした運用の一件一件が重要です。 「色彩」のような「定量的な基準」にならない、景観に関する「定性的な基準」が、裁判を前提にした「法律の基準」として適切なのかどうか心配です。 原案に記載している「基本基準・立地基準・特定区域基準」の「景観形成基準・配慮工夫の一例」の中に、その規範とすべき事柄やものさしの表現に曖昧なものがあり、意図が十分に伝わらない可能性があると思う。もう少し趣旨を明確にし、具体的に分かりやすく表現したほうが良いと思う。	【文】	ご指摘のとおり、原案でお示ししている「景観形成基準」は、色彩の基準を除き、そのほとんどが「定性的な基準」となっています。 これは、区全域を対象とした基準としていることや、周辺に影響を与える比較的大規模な建築物を対象にして景観上配慮に欠けるものの規制を主眼にしているためです。 地域にお住まいの皆さんで合意された景観に関するルールがある場合やよりきめ細かい対応をしていく場合には、そのルールを景観計画に基づく基準として位置づけることにより、より具体的な表現で景観誘導を行うことも可能になります。 なお、「景観形成基準」や「配慮工夫の一例」の表現については、いただいたご意見を参考に、さらに工夫していきます。	
A3	事前協議の必要のない、「届出」だけの手続きの場合、事業者の事情で判断された内容が「・・・に配慮しました」「・・・を意識しました」「・・・を工夫しました」などの言い方で処理される可能性があります。 公共的な景観価値の具体的な内容を公共側が示し、事業者側の理解と計画がそれに沿った内容になっているかどうかを確認しながら、お互いにすり合わせる努力をしないと、全体としての公共的な価値を作り出そうとする景観行政としては不十分です。 少なくとも、一つ一つの内容を双方に確認し、調整を行う協議の場を持つことが前提になると思う。	【文】	景観法では、届出に添付する図書として「周囲の状況を示す図面や写真」などが定められています。区では、事業者に対して、どのような配慮や工夫を建築物等のどの部分で行っているのか等を具体的に示した書類を添付してもらうことも検討し、運用面での対応を工夫していきます。 また、区の約8割を占める住居系用途地域である「住宅地」の届出対象は、敷地面積の規模を定めることで、事業者が土地の購入を検討する時点で景観計画を意識してもらい、早期から事前相談・協議を行うことを促していきます。	
A4	運用基準などを多く用意しても、審査する「公共側」も、申請する「事業者」側も、そのどれに当てはまるかなどの事務的な判断と処理になりがちで、本来景観行政が目指すべき、現地の状況の過去・現在・将来を踏まえて、新たに創造的な景観価値を生み出そうとする努力がなされない単なる「手続き行政」になってしまうことが心配されます。	【文】	行政、事業者ともに現地周辺の景観資源や周囲の状況を把握し、将来を見据えた良好な街並み景観を形成するための努力が重要であると考えています。 景観アドバイザーや景観審議会制度を活用するとともに、行政の景観担当者の専門能力の育成を図っていきます。	
B : ガードレール、各種柱について				
B1	街並みを検討するに当たり、電線類の地中化が検討、実施されているが、 1. 不要地域のガードレールの撤去	【文】	ご指摘のとおり、ガードレールや信号柱は交通安全上、また、街路灯などは防犯上必要に応じて設置しているものです。	

	<p>2. 電柱、街路灯、信号などの柱の除去についても検討いただきたい。</p> <p>ガードレールは安全上設置されているものだが、景観上は好ましくないものでもある。住宅街で車通りの少ない直線道路などでは、安全が確保されている場合、撤去出来るものもあるのではないか。</p> <p>同様の視点で、信号柱、街路灯の柱を撤去できないか。信号や街路灯は、ワイヤー懸架しているものが外国で多く見かけるが、国内でも設置されているものもある。杉並区では、ワイヤー懸架している街路灯があった。</p>		<p>ガードレールや信号柱等は、その必要性や重要性から柱の撤去は難しいと考えておりますが、ガードレールについては、美観向上を目的にガイドラインが策定されているので、景観に配慮した対応に努めていきます。</p> <p>又、街路灯についても、既存の電柱を共用することにより、可能な限り新たな街路灯柱の設置を避けていきます。</p> <p>また、ワイヤー懸架は、ご指摘のとおり電柱を減らすことが可能ですが、交通安全上必要な高さの確保や維持管理、さらに上空のワイヤーの見え方を考慮し、区では今後とも景観に配慮した無電柱化・電線類の地中化の推進に努めていきます。</p>	
C：街づくり一般、その他				
C1	<p>素案に対する意見として、次のように述べた。</p> <p>「区の施策は後手後手である。この理念を早急に実現していれば、様々な問題は具現化しなかったはずである。既に決定的に景観を破壊された地域が存在している。この状態は数十年もの長い期間取り戻すことは不可能である。</p> <p>このような計画を容認したことは東京都行政、目黒区行政の大きな怠慢である。景観計画や絶対高さ制限の施行は、多くの当該事業が着工された後である。厳しく述べれば、開発できそうな地域は開発し尽くしてから景観計画や絶対高さ制限を施行しようとする意思が働いていたとしてもおかしくない実態である。</p> <p>ついては、次の意見に対する回答をいただきたい。</p> <p>1. 区の回答の「ご意見としてお受けします」の意味を確認したい。どのような意味でこの言葉を使っているのか回答していただきたい」</p> <p>2. 文責は誰にあるのか、どの部門にあるのか明らかにせよ。</p> <p>3. 景観計画の策定の時期にことさらこだわるといわれるようであるが、時期は関係ない。むしろ区の回答では時期を言い訳にしているとしか受け取れない。区の景観に対する根本的な考え方を聞いているのであって、回答の内容は甚だ説明不足である。再度意見を求める。</p>	【文】	<p>1. いただいた意見は、景観計画(素案)の内容についてではなく、これまでの景観に対する行政の取り組みについてのご意見と受け止めたため、「ご意見としてお受けします。」と回答させていただきました。</p> <p>2. 文責及び担当部署は、パブリックコメントを募集した、景観計画策定事務を所管している都市整備部都市計画課となります。</p> <p>3. 区の景観に対する基本的な考えですが、平成16年に景観法が制定されましたが、それまでは「景観」に関する法律が無かったため、規制を行うことが難しい状況にありました。したがって、区ではこの景観法に基づく規制手法を活用しながら、良好な景観を形成していくため、平成18年度から景観計画の策定に向けた検討を進めているところです。</p>	◇
C2	<p>素案に対する意見として、次のように述べた。</p> <p>「区民協働とうたっているが、区民の税金を給料としてもらっている区役所の役人がある内情に精通しているにもかかわらず自発的・積極的に諸活動を行わなかったために当該地域の景観は破壊された。区民協働以前に役人は自発的・積極的に住みよい街づくり、景観づくりを行わなければいけない。区民に協働をうたい、無償での活動を過度に働きかけるのは職務上の怠慢である。その他の全ての条例についても同様である。」</p> <p>しかし、区の回答は、「ご意見としてお受けします。」</p> <p>「目黒区地域街づくり条例」や素案でお示しした「景観街づくり特定区域」などは、これまで行ってきた行政主導の街づくりに加えて、区民主体で行う街づくりを支援することなどを目的としています。</p> <p>行政主導による街づくりについては、引き続き推進していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。」</p>	【文】	<p>いただいたご意見は、景観計画(素案)の内容についてではなく、街づくりに対する取り組みについてのご意見と受け止めたため、「ご意見としてお受けします。」と回答させていただきました。</p> <p>街づくりには、地域が抱える課題を解決しようと、その地域の発意に基づく場合と、行政から提案し地域の意見を反映しながら進めていく場合があります。</p> <p>目黒区地域街づくり条例に基づく、地域街づくり団体及び地域街づくり研究会を主体とした、区民主導の街づくりと、これらの組織を対象にした支援などについては、今後とも区民等へ周知を図ってまいります。ご指摘のとおり、数年でこれらの組織による区内での活発な活動につながることは難しいかもしれませんが、引き続き区民主導の街づくり推進へ努めてまいります。</p> <p>なお、これまで行ってきた防災や駅周辺の街づくりなどを推進するために発足している、各種「街づくり懇談会」「街づくり協議会」についても、引き続き運営支援を行ってまいります。</p>	◇

	との回答であったが、この回答も説明不足である。前例として施行された「目黒区地域街づくり条例」では、街づくり研究団体としての申請は1件しかない。この状況を見ても区民主体での街づくりはその調整において多くの障害があり、円滑な運営は区民に多大な労力を強いるものである。行政主導と区民主導という二本の柱が有効に機能していないことを証明している事実である。区の回答は現実をわきまえていない。			
C3	ある建築物は、区が開発許可不要としたことが景観を破壊する超高層ビル建設につながった。この建築物にかかる 目黒区は、開発許可の基準を厳格にし、初期の段階からより明確な判断を行わなければいけない。その他すべての条例についても、同様に厳格にすべきである。	【文】	開発許可については、都市計画法に基づく基準などにより、適正に運用しているところです。	◇